



監査結果に対する措置の公表について

平成28年度第3回定期監査の結果報告に対して講じた措置として、平成29年9月11日付（29東経行発第16号）東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表いたします。

平成29年9月13日

東村山市監査委員 赤 木 盛 一

東村山市監査委員 飯 田 武 夫

東村山市監査委員 熊 木 敏 己

写

29東経行発第16号

平成29年9月11日

東村山市監査委員 飯 田 武 夫 様

東村山市監査委員 赤 木 盛 一 様

東村山市監査委員 熊 木 敏 己 様

東村山市長 渡 部 尚

平成28年度第3回定期監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成29年6月1日付29東監発第8号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 措置内容

別紙のとおり

以 上



<p>健康福祉部 保険年金課</p>	<p>願に対する事務処理がなされていないかった。個人情報の取扱いに関する特約条項第 13 条の規定に基づき適正に処理されたい。</p> <p>3-2 備品管理及び公金管理について 財務会計システム登録備品は、626 品の登録がある。確認したところ、一部に廃棄すべき備品が登録上残されていたものが見受けられた。</p> <p>平成 24 年度第 1 回定期監査の際に廃棄手続するよう指示したものもあり、何年間も廃棄備品が残された状態は適切ではないため、早急に物品管理規則に基づき適正に処理されたい。</p> <p>公金管理は、情報センター施設使用料の領収及び払込みを取扱う。会計事務を確認したところ、3 月分の一部に納入金額を誤り、歳入調定を行っていた。その後、誤りに気づき正しく歳入調定をされたが、納入金額の誤りがある事は適切ではない。</p> <p>内部のチェック体制を含め、公金の取り扱いを適正に管理されたい。</p> <p>4-1 財務に関する事案の指定協議先について 国・都補助金等における申請及び実績報告書等の起案書について、財政課長の協議がなされていないものが見受けられた。</p> <p>事案決定規定に基づき適正に行われたい。</p>	<p>第 14 条の規定に基づき、受託者から「承認願」を受理した後の事務処理手順について、課内打合せで全職員に周知徹底を図り、係員、係長など複数でのチェック体制を強化した。</p> <p>3-2 廃棄すべき備品については、物品管理規則に基づき、廃棄処理を行った。</p> <p>公金管理については、2 名の担当者を週交替制とし、もう一方の職員がチェックを行うこととし、チェック体制を強化した。</p> <p>4-1 複数体制（文書主任他含む）とし、起案内容について内容精査確認を行うこととした。</p> <p>公文書作成の基礎について、係毎に好事例を基に見直しを行った。</p>
------------------------	--	---